

令和3年1月14日

九州女子大学
九州女子短期大学 在学生のみなさまへ

学生部長 西田 真紀子

福岡県下に発出された「緊急事態宣言」の対応について

政府から新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言が首都圏4都県に加え福岡県を含めた7府県に対し発出されました。

この緊急事態宣言を踏まえ、本学としては感染防止対策を十分に講じたうえで、対面授業と遠隔授業を併用しながら通常通りの授業を行います。学生の皆さんは今まで以上に感染防止対策に十分注意を払い自己管理に徹底してください。

なお、感染防止対策としての学生生活については、次のとおりとします。

1. 部活・サークル活動について

本学の部活・サークルの活動については、原則禁止いたします。

ただし、大会や発表会の予定があり、自主的な練習等が必要とされる場合、顧問の承諾をもって許可することがあります。許可が必要な場合、定型書面がありますので、キャリア支援課学生担当にご相談ください。

2. 20時以降の不要不急の外出の自粛について

20時以降の不要不急の外出自粛要請が発表されています。これを踏まえ学生の皆さんも20時以降の不要不急な外出の自粛をお願いいたします。

なお、今回の対応は緊急事態宣言が解除されるまで継続するものといたします。

—新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項—

- ① アルバイトを含め、不要不急の外出はできるだけ控える。
- ② 感染リスクが高まる「5つの場面」「3密」を回避する。
- ③ 人と人との距離を確保する。
- ④ こまめに手を洗い、少しの外出でもマスクをする。
- ⑤ こまめな換気または常時換気を励行し、適度な湿度を保つ。
- ⑥ 十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ、免疫力を高める。
- ⑦ 少しでも発熱や咳等、体調に異変を感じたら、人との接触を避けて休養する。
- ⑧ 発熱等があるときは、かかりつけ医や相談センターに電話をして指示を受ける。

3. 北九州市の新型コロナウイルス感染症対策ページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18901196.html>

4. 福岡県における緊急事態措置の実施について

<http://www.kwuc.ac.jp/32e18ad49dfd24037b959cb37d341e09e690c172.pdf>